

令和8年（2026年）10月9日

保護者の皆様

札幌市教育委員会

悩みやいじめに関するアンケート調査への協力をお願い

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の学校教育に御支援と御協力をいただき、感謝申し上げます。

各学校においては、児童生徒一人一人の立場に立って、悩みを抱える児童生徒の把握と相談活動を進めるとともに、いじめの防止・早期発見・対処に努めているところです。

それらの取組の徹底を図るため、このたび、市立学校に通う全ての児童生徒を対象として、「悩みやいじめに関するアンケート」を下記のとおり実施いたします。

なお、アンケートは1人1台端末を用いた心の健康観察アプリ「シャボテンログ」で実施いたします。

保護者の皆様におかれましては、本調査の趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 実施時期

令和8年10月9日から令和8年10月13日（登校前まで）の期間

2 実施方法

1人1台端末を用いた心の健康観察アプリ「シャボテンログ」で実施

ICTを活用することで、学校にアンケートの回答を文書で提出いただく手間を省くことができるとともに、回答結果について学校組織で把握・対応するなど、いじめの未然防止・早期発見・対処の取組に資することをねらいとしております。

- (1) 児童生徒が落ち着いた状況で回答できるよう、プライバシー保護の観点などから、児童生徒自身が家庭で1人1台端末に入力します。
- (2) 調査の趣旨及び設問の内容等については、各学校において、児童生徒が十分理解できるよう発達の段階に配慮して説明しておりますが、回答の際には、保護者の方と一緒に取り組んでいただくことも考えられます。
- (3) 本調査は、児童生徒一人一人の悩みやいじめの状況を的確に把握し、迅速な対応を図ることを目的としていることから記名式の調査としておりますが、調査に関して御心配な点などございましたら、学校に御相談ください。

3 回答後の対応について

- (1) 回答結果については、学校において内容を確認し、原則、全ての児童生徒に対して、学級担任などによる個別面談（教育相談）を実施いたします。その際には、

いじめ以外にも考えられる様々な悩みについても聞き取るなどして、悩みやいじめの解消に向けた対応を行います。また、内容に応じて学校と教育委員会が連携して対応を進めます。

- (2) いじめに関わる回答に対しては、(1)の教育相談に加えて、各校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、関係する全ての児童生徒に対し、記載者（情報提供者）が特定されないように面談するなど、関係児童生徒の気持ちに配慮しながら慎重に事実確認を行い、その内容を御家庭にお伝えするとともに、学校いじめ対策組織において検討し、御家庭と連携を図りながらいじめの解消に向けた対応を進めます。
- (3) 本市における調査結果の概要については、来年3月末までに札幌市教育委員会のホームページに掲載する予定です。

4 質問項目について

- (1) いじめの早期発見に資するため、「いつ」「どこで」「どのような行為があったか」など、いじめの被害に係る具体的な回答を得るための質問があります。
- (2) 教職員や保護者からの関わりや関わる頻度について、児童生徒自身がどのように認識しているか問う質問があります。これは、教職員や保護者が児童生徒に関わっている頻度についての認識と、子ども自身の認識とのずれを確認することで、悩みやいじめなどのリスクの軽減を図ることをねらいとしています。

5 電話等の相談先について

小学校4年生以上の全ての児童生徒に相談窓口周知カードを配付しております。保護者の皆様におかれましては、児童生徒に悩みがあって、学校に相談できない場合や一人で悩みを抱えている場合に、こちらの窓口の活用を促すなど、お声掛けいただきますようお願いいたします。

【相談窓口周知カード、様々な相談窓口・機関】

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/ijime/soudan.html>

